

資料 5 - 2

(5 - 2 - 1 ~ 5 - 2 - 5)

説明資料

(諮問第 496 号、諮問第 497 号関係)

- ・ すけとうだら太平洋系群



スケトウダラ（太平洋系群）①

スケトウダラは北太平洋に広く生息し、本系群はこのうち北日本～北方四島の太平洋側に分布する群である。本系群の漁獲量や資源量等は漁期年（4月～翌年3月）の数値を示す。

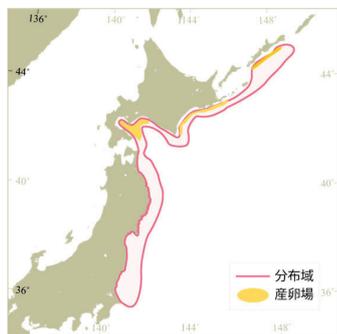


図1 分布域

太平洋の沿岸域から沖合域にかけて広く分布する。主な産卵場は北海道噴火湾周辺海域である。



図2 漁獲量の推移

漁獲量は2000年代にはTAC規制なども働き、10.9万～21.0万トンで推移した。2015～2018年漁期に減少傾向となった後、増加に転じたが、2022年漁期以降は道東での漁場形成の不良もあり減少し、2024年漁期は4.6万トンとなった。

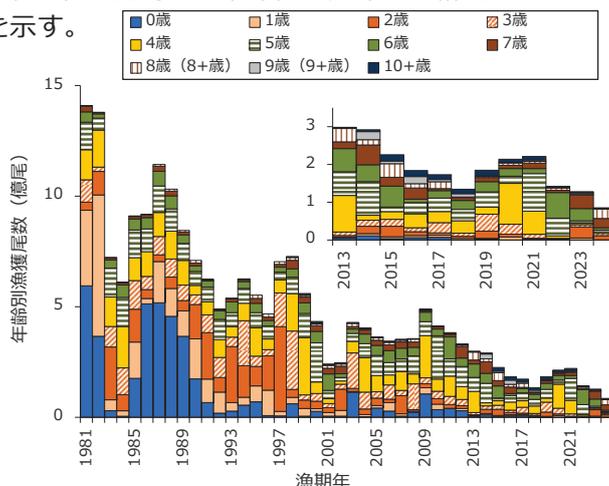


図3 年齢別漁獲尾数の推移（右上は2013年漁期以降の拡大）

1980年代は0、1歳魚、1990年代は2、3歳魚、2000年代後半からは4歳以上の魚が漁獲の中心となっている。

なお、本系群ではプラスグループとする年齢は1997年漁期以前は8歳以上、1998年漁期は9歳以上、1999年漁期以降は10歳以上としている。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

1

スケトウダラ（太平洋系群）②

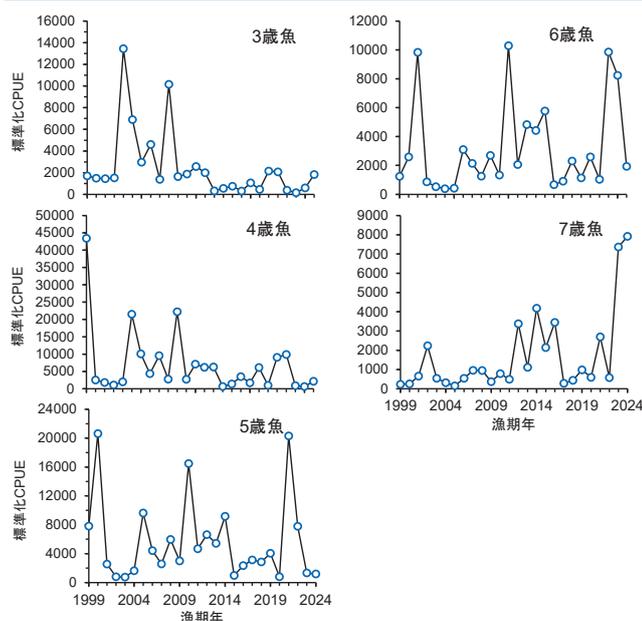
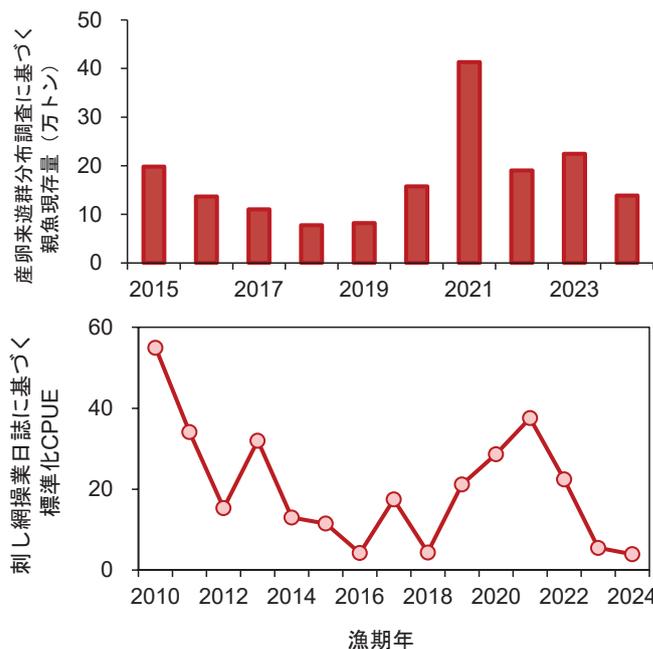


図4 資源量指標値の推移

コホート解析でのチューニングには、年齢別の資源の推移の情報として沖合底びき網漁業の漁獲成績報告書に基づく年齢別標準化CPUE（左図）を使用したほか、親魚量の推移の情報として産卵場周辺海域での調査船調査から得られた親魚現存量指標値（右図上段）と、すけとうだら固定式刺し網について代表船の操業日誌に基づく標準化CPUE（右図下段）を使用した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

2



スケトウダラ（太平洋系群）③

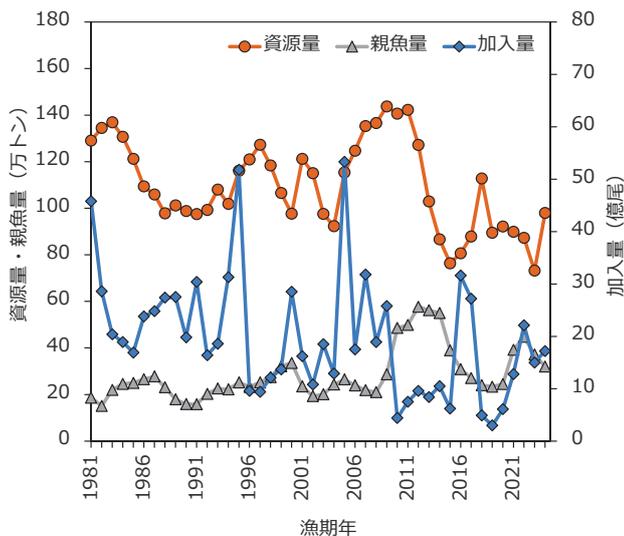


図5 資源量・親魚量・加入量の推移

本系群の資源量は1981年漁期以降、大きく落ち込むことなく推移してきた。加入量（0歳魚の資源尾数）が30億尾を超える卓越年級群である2016年級群、および高豊度の2017年級群の成熟により、近年の親魚量は高い水準にあるが、2024年漁期は前年漁期から減少して32.0万トンになった。

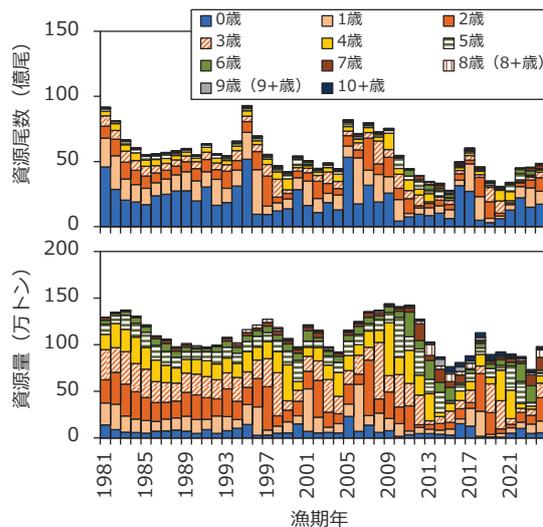


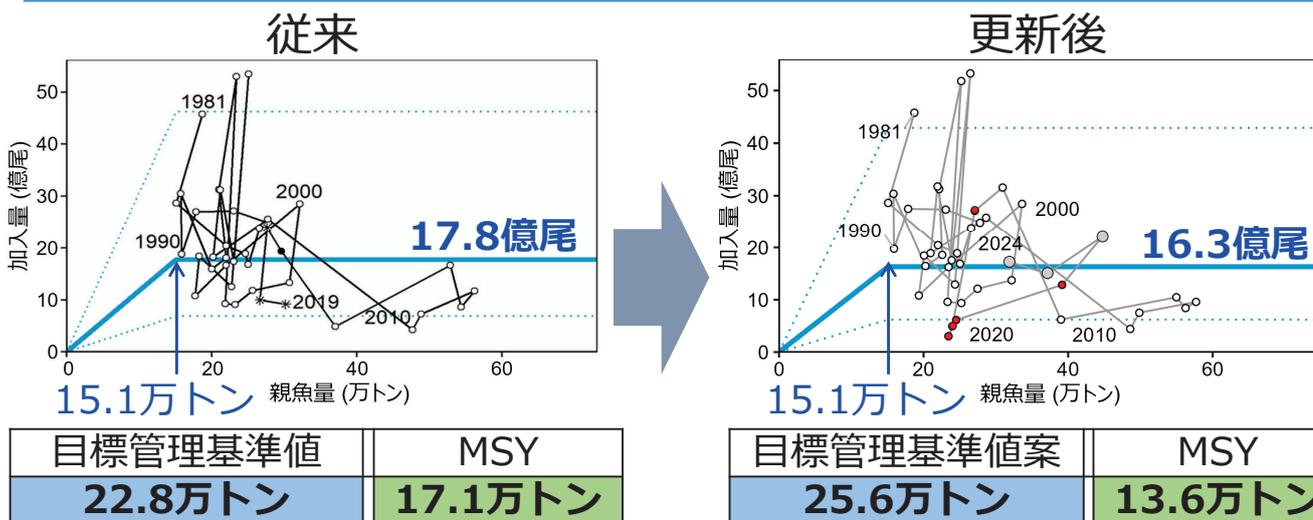
図6 年齢別資源尾数（上）と資源量（下）の推移

資源尾数は卓越年級群などの高豊度の年級群が発生した年に、資源量はその1～2年後に増加する傾向がある。近年では2016年級群が卓越年級群（加入量32億尾）と考えられる。高豊度の年級群が発生する一方で、2010、2018、2019年級群の加入量は、3.0億～4.9億尾と評価期間を通して極端に少なく、2015、2020年級群も6億尾程度と低い水準である。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

3

再生産関係の更新



- この5年間（赤丸）で非常に少ない加入の情報が増え、加入のばらつきが大きくなった
→ 再生産関係（青線）は折れ点は変わらず、一定となる加入がやや減少
- 加えて、生物パラメーター（体重等）と年齢別選択率等を最新状況に更新
→ MSYを実現する水準の親魚量が22.8万トンから25.6万トンに上昇、MSYは減少

4

スケトウダラ (太平洋系群) ④

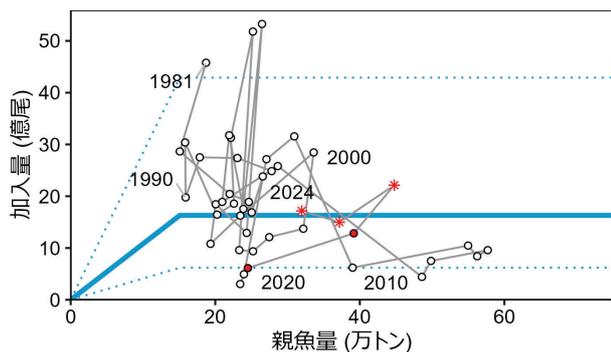


図7 再生産関係

管理の頑健性に基づき、1981～2021年漁期の親魚量と加入量に対し、ホッカー・スティック型再生産関係（青太線）を適用した。図中の青点線は、再生産関係の下で実際の親魚量と加入量の90%が含まれると推定される範囲である。

直近5年間を赤色とした。なお、そのうち直近3年間（2022～2024年級群）の加入量（*印）は調査船調査からの推定値である。図中の数字は年級群（生まれた年）を示す。

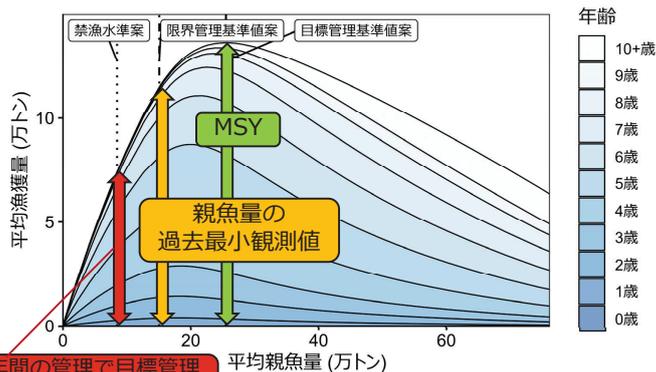


図8 管理基準値案と禁漁水準案

最大持続生産量（MSY）を実現する親魚量（SBmsy）は25.6万トンと算定される。目標管理基準値としてSBmsy、限界管理基準値として親魚量の過去最小観測値15.1万トン、禁漁水準として β を0.8とした漁獲管理規則で漁獲を続けた場合に10年間で目標管理基準値へ50%の確率で回復する閾値である8.5万トンを提案する。

目標管理基準値案	限界管理基準値案	禁漁水準案	2024年漁期の親魚量	MSY	2024年漁期の漁獲量
25.6万トン	15.1万トン	8.5万トン	32.0万トン	13.6万トン	4.6万トン

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

5

スケトウダラ (太平洋系群) ⑤

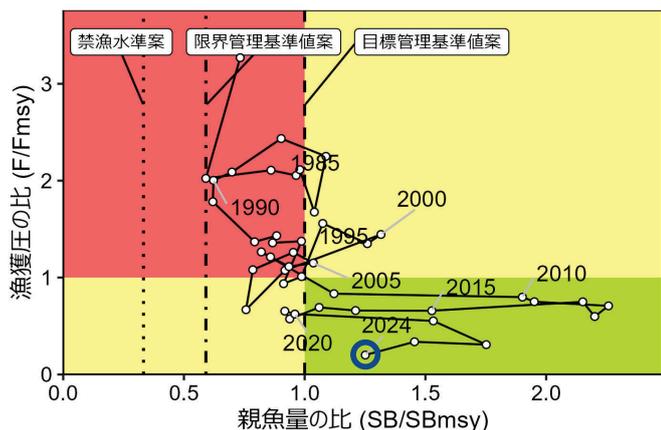


図9 神戸プロット (神戸チャート)

親魚量 (SB) は、2009年漁期以降は2018～2020年漁期を除き、最大持続生産量 (MSY) を実現する親魚量 (SBmsy) を上回っており、2024年漁期の親魚量はSBmsyの1.25倍である。漁獲圧 (F) は、2009年漁期以降、SBmsyを維持する漁獲圧 (Fmsy) を下回っており、2024年漁期の漁獲圧はFmsyの0.20倍である。

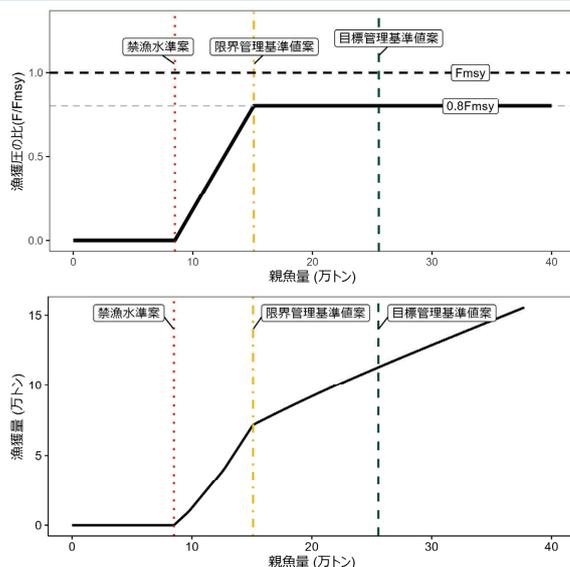


図10 漁獲管理規則案 (上図：縦軸は漁獲圧、下図：縦軸は漁獲量)

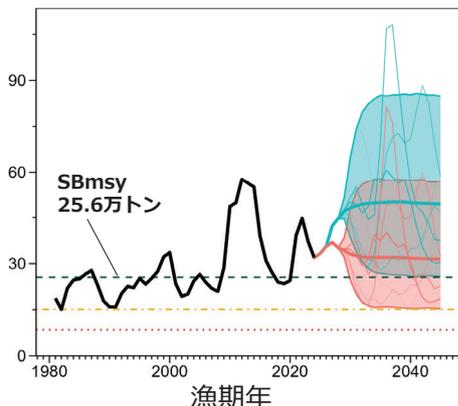
Fmsyに乗じる調整係数である β を0.8とした場合の漁獲管理規則案を黒い太線で示す。下図の漁獲量については、平均的な年齢組成の場合の漁獲量を示した。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

6

スケトウダラ（太平洋系群）⑥

将来の親魚量（万トン）



将来の漁獲量（万トン）

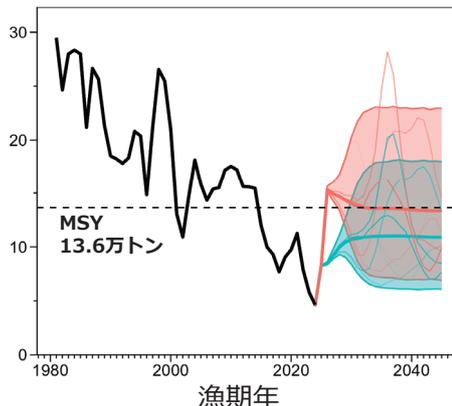


図11 漁獲管理規則案の下での親魚量と漁獲量の将来予測（現状の漁獲圧は参考）

βを0.8とする漁獲管理規則案に基づく漁獲を継続した場合の将来予測結果を示す。親魚量の平均値は目標管理基準値案をやや上回る水準で推移し、漁獲量の平均値はMSY付近で推移する。

2018・2019年級群の豊度は極めて低く、親魚量は減少傾向にある。ただし2022年級群以降は調査船調査からは比較的高豊度の可能性があることから、親魚量の減少は短期的なものに留まる可能性がある。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

- 漁獲管理規則案に基づく将来予測 (β=0.8の場合)
- 現状の漁獲圧に基づく将来予測
- 実線は予測結果の平均値を、網掛けは予測結果（1万回のシミュレーションを試行）の90%が含まれる範囲を示す。
- MSY
- 目標管理基準値案
- 限界管理基準値案
- 禁漁水準案

スケトウダラ（太平洋系群）⑦

表1. 将来の平均親魚量（万トン）

β	2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案(25.6万トン)を上回る確率													
	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	確率	
1.0	33.3	35.6	34.5	31.3	29.5	28.0	27.2	26.9	26.9	26.9	26.9	26.9		46%
0.9			35.7	33.2	31.8	30.4	29.7	29.3	29.2	29.2	29.2	29.2	54%	
0.8			36.9	35.2	34.3	33.1	32.5	32.2	32.1	32.0	32.0	32.0	63%	
0.7			38.2	37.3	37.0	36.2	35.8	35.5	35.4	35.3	35.3	35.3	73%	
0.6			39.6	39.7	40.1	39.8	39.6	39.5	39.4	39.4	39.4	39.4	82%	
0.5			41.0	42.3	43.6	43.9	44.1	44.2	44.3	44.3	44.3	44.4	44.4	91%
現状の漁獲圧					42.3	44.7	47.1	48.1	48.8	49.3	49.6	49.8	49.9	50.0

表2. 将来の平均漁獲量（万トン）

β	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036
1.0	8.3	18.5	17.0	16.1	15.3	14.8	14.4	14.2	14.1	14.1	14.2	14.1
0.9		16.9	16.0	15.5	14.9	14.5	14.1	14.0	13.9	13.9	13.9	13.9
0.8		15.3	14.9	14.7	14.3	14.0	13.8	13.7	13.6	13.6	13.6	13.6
0.7		13.6	13.7	13.8	13.6	13.5	13.3	13.2	13.2	13.2	13.1	13.1
0.6		11.9	12.3	12.7	12.8	12.8	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6	12.6
0.5		10.1	10.8	11.4	11.7	11.8	11.8	11.8	11.8	11.8	11.9	11.9
現状の漁獲圧			8.4	9.2	10.0	10.4	10.7	10.8	10.9	10.9	11.0	11.0

漁獲管理規則案に基づく将来予測において、βを0.5～1.0の範囲で変更した場合と現状の漁獲圧（2020～2024年漁期の平均；β=0.41相当）の場合の平均親魚量と平均漁獲量の推移を示す。2025年漁期の漁獲量は、予測される資源量と現状の漁獲圧により仮定し、2026年漁期から漁獲管理規則案に基づく漁獲を開始する。

β=0.8（標準値）とした場合、2026年漁期の平均漁獲量は15.3万トン、2036年漁期に親魚量が目標管理基準値案を上回る確率は63%と予測される。

※表の値は今後の資源評価により更新される。

本系群では、管理基準値や将来予測など、資源管理方針に関する検討会の議論をふまえて最終化される項目については、管理基準値等に関する研究機関会議資料において提案された値を暫定的に示した。

漁獲量固定シナリオと繰り越しの試算

- 第4回（8月6日）のステークホルダー会合において、参加者から「TAC17万トンを維持してほしい」「漁獲量を固定するシナリオを希望する」「TAC未消化分の繰り越しを希望する」等の意見が挙げられた。
- その後、水産庁漁場資源課からも、漁獲量固定シナリオや繰り越しに関する試算依頼を受領した。

（依頼内容）

管理開始から**漁獲量を3年固定および5年固定した場合の将来予測結果を示す**。固定する漁獲量は、2036年漁期に目標管理基準値案を上回る確率が50%を達成する β における2026年漁期漁獲量の周辺の値とする。**漁獲量を17万トンで固定した場合の試算**についても行う。

β に基づく管理を行った場合に**TACの繰越を想定した場合の将来予測結果を示す**。繰越の方法に対する試算・評価については、令和2（2020）年度に開催されたスケトウダラ両系群の資源管理方針に関する検討会で貴機構から説明された方法と同様とする（管理開始から1年おきにTACの5%、10%、15%、20%、25%、30%を獲り残し、翌年のTACに繰り越し全量漁獲する）。

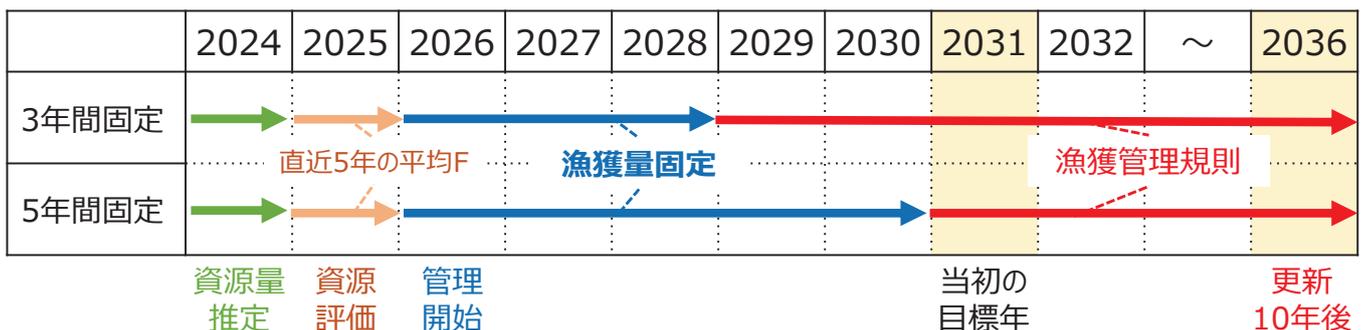
なお、上記の検討にあたっては、いずれの漁期年においても**漁獲圧が最大持続生産量を達成する漁獲圧を超えないこととする**。

9

漁獲量固定シナリオの試算

（試算の条件）

- 管理開始（2026年漁期）から3年間または5年間の漁獲量を固定
- 固定する漁獲量は12、13、14、15、16、17万トン
- 第5回SH会合の後、追加の依頼により、15.9、15.8、・・・、15.2、15.1万トンの場合も試算
- 漁獲圧はMSYを達成する水準を超えないこととする
- 漁獲量固定の期間が終わったら、翌年漁期からは漁獲管理規則による漁獲

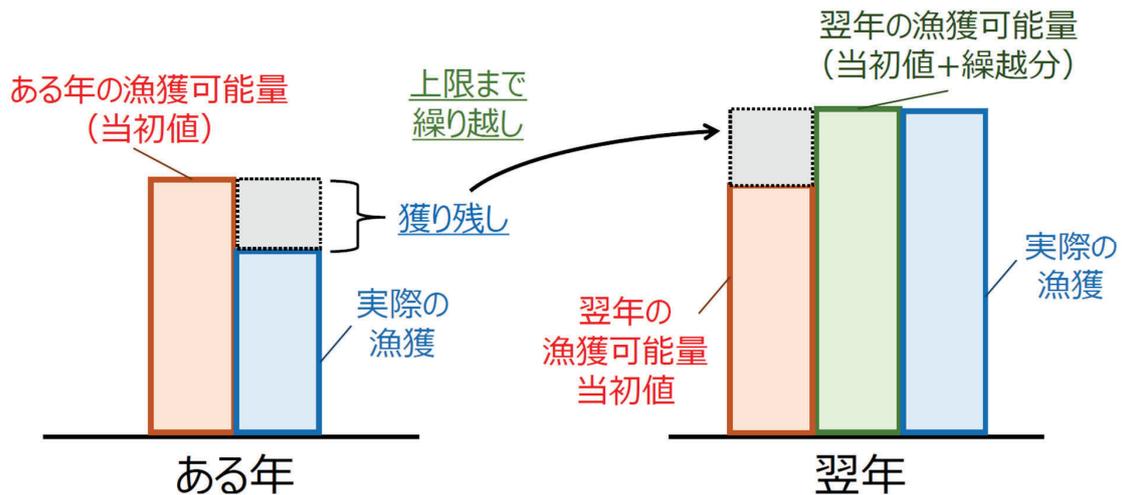


10

TACの繰り越しに関する試算

(試算の条件)

- 漁獲管理規則 (β 管理) と親魚量とで漁獲可能量 (TACの当初値) が決まる。
- TAC当初値に対する獲り残しが生じれば、翌年への繰り越し対象となる。
- ある年にTAC当初値の5~30%を獲り残し、翌年にその年のTAC+繰越分 (TAC当初値の5~30%を翌年TACに追加) を全て漁獲する。
→ 1年おきに繰り越し & 全量漁獲が起こる



11

漁獲量固定シナリオと繰り越しの試算まとめ

漁獲量固定シナリオ ($\beta=0.8$ (標準値) とした場合)

- **3年固定は15.8万トン以下、5年固定は12万トン以下**であれば、漁獲圧がFmsyを超えることなく、固定した漁獲量を全て獲ることが可能。
- 固定期間の後には、 $\beta=0.9$ 以下であれば10年後に目標管理基準値案を上回る確率は50%以上となる。

繰越シナリオ

- **$\beta=0.9$ でTAC当初値の5%、 $\beta=0.8$ で同15%、 $\beta=0.7$ で同25%を上限に翌年に繰り越すこと**は、10年後の目標管理基準値案に達成確率と漁獲圧がFmsyを上回るリスクから判断して許容可能

※ 直近5年 (2020~2024年漁期) のTAC消化率は順に

68%、66%、46%、34%、26%

12

スケトウダラ太平洋系群の 資源管理について

水産庁

資源管理方針見直しの経緯

令和3年4月	漁業法に基づくTAC管理開始
令和7年8月5、6日 (※管理開始5年目)	第4回ステークホルダー会合
令和7年10月29、30日	第5回ステークホルダー会合
令和7年12月12日	第6回ステークホルダー会合

※ 資源管理基本方針の第9に「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね5年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。」と規定。

第6回ステークホルダー会合のとりまとめ

- 1 資源管理の目標は、研究機関から提案された値を基に時期の更新及び修辭上の修正を行うこととする。
- 2 漁獲シナリオは、令和8管理年度から令和10管理年度までの3年間のTACは 15.8万トンに固定、令和11管理年度以降は、 $\beta = 0.9$ で管理年度当初のTACの5%を上限にTACの未利用分を翌管理年度に繰り越すシナリオを採用する。TACの固定期間中の資源評価の結果、漁獲圧力がMSYを達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直す。
- 3 突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応として、「翌管理年度との間でTACを調整」するルールを本資源にも令和8管理年度から導入する。
- 4 「資源評価対象海域外からの資源の大量来遊によるTACの追加ルール」について、現在の操業の実態を踏まえた発動要件の見直しについて、関係者各位の協力も得ながら遅くとも令和10管理年度末までに検討作業を行い、結論を得る。

※ β : 漁獲シナリオにおいて、漁獲圧力を決定する際に用いる調整係数をいう。

2

資源管理目標(案)

資源管理の目標等	令和8管理年度～	現行
目標管理基準値 (Target Reference Point: TRP) =MSYを達成するために維持・回復させるべき目標となる親魚量	25.6万トン	22.8万トン
限界管理基準値 (Limit Reference Point: LRP) =下回ってはいけない資源水準の値(親魚量の過去最小値)	15.1万トン	15.1万トン
禁漁水準値 =漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量	8.5万トン	6.0万トン

3

漁獲シナリオ(案)(1/2)

- 親魚量が令和18年度(2036年度)に、50%以上の確率で目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、漁獲圧力を調整する漁獲シナリオとする。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数($\beta = 0.9$)を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準値以上ある場合には、親魚量の値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準値を下回る場合には、漁獲圧力を0とする。
 - エ ア～ウにかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までは15.8万トンの管理年度当初のTACで管理を行うものとする(資源評価の結果、当該期間中のTACに相当する漁獲圧力が、MSYを達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直す。)
- 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に、漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値(ただし、令和8管理年度から令和10管理年度までは15.8万トン)をABCとし、管理年度当初のTACは当該値を超えない量とする。

【将来の平均漁獲量(万トン)】

2036年漁期に親魚量が目標管理基準値(25.6万トン)を上回る確率(%)													
β	2026	2027	2028	β	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	
1.0				1.0	16.5	15.5	14.8	14.4	14.2	14.2	14.2	14.1	46
0.9				0.9	15.1	14.6	14.2	14.0	13.9	13.9	13.9	13.9	54
0.8	15.8	15.8	15.8	0.8	13.7	13.6	13.5	13.5	13.5	13.5	13.6	13.6	63
0.7				0.7	12.2	12.5	12.7	12.9	13.0	13.0	13.1	13.1	72
0.6				0.6	10.7	11.3	11.7	12.0	12.2	12.4	12.5	12.5	82

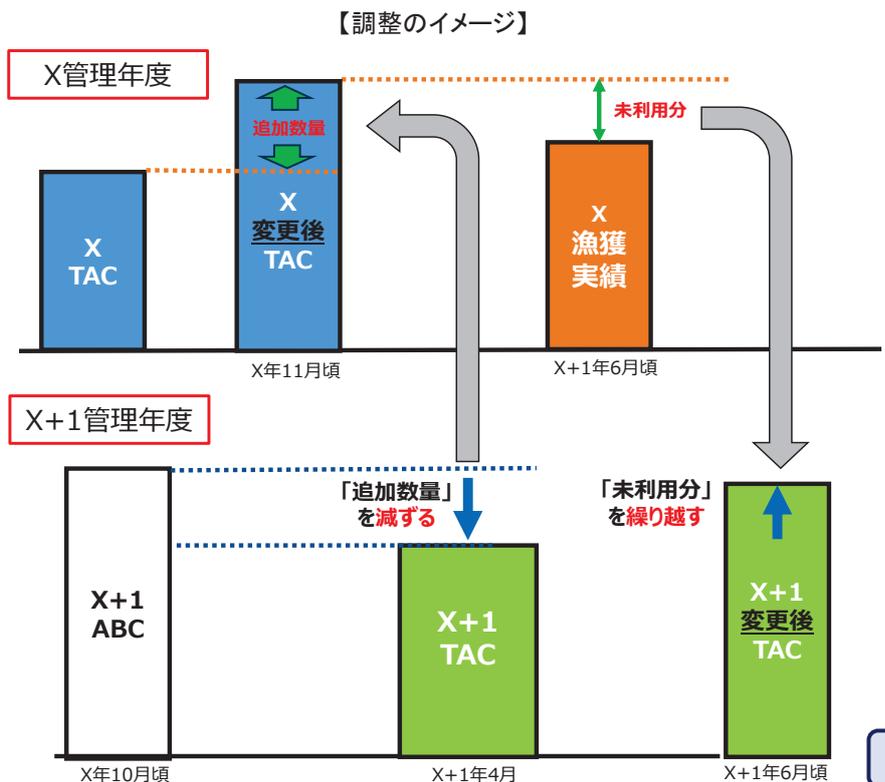
4

漁獲シナリオ(案)(2/2)

突発的な加入や、来遊の大幅な年変動、混獲への対応として、「翌管理年度との間でTACを調整」するルールを令和8管理年度から導入する。

資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)②に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中で、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でTACを調整することができる。

- ① 当該特定水産資源の親魚量が、令和18年度(2036年度)に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度のTACに一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。
- ② 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、①の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。
- ③ 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。
- ④ 令和8管理年度から令和10管理年度までは、資源評価において示されるその年の資源量の予測値に漁獲シナリオ(前スライドのア～ウ)に基づき算出した漁獲圧力を乗じて算出した値を管理年度途中のTACの調整に用いることとする。

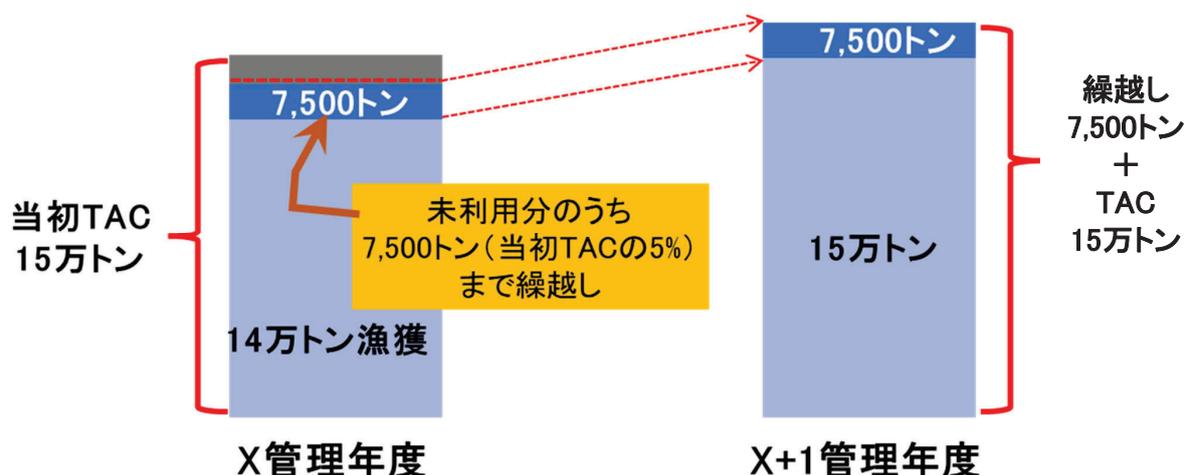


5

TACの未利用分の繰越し(案)

- β 管理となる令和10管理年度以降、管理年度の終了に伴い確定したTACの未利用分については、当該管理年度の当初のTACの5パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越す。
- 繰り越した未利用分の配分を含む具体的な運用については、大臣管理区分及び配分数量を明示する都道府県の関係者との調整を踏まえて、運用が始まる令和11管理年度の開始までに定める。

【繰越しのイメージ】



6

参考:「TAC複数年固定」と「TAC未利用分の繰越し」に係る試算結果

1 第4回ステークホルダー会合において、研究機関から提示された漁獲シナリオの案に追加の試算を求める意見が出た。

- TACを固定する
- TACの未消化分を翌管理年度に繰り越す

第5回ステークホルダー会合において、研究機関から提示された漁獲シナリオの案にさらに詳細な試算を求める意見が出た。

- TACを15~16万トンの間で1,000トン単位で3年固定する

2 研究機関の試算結果は以下のとおり。

<TACを複数年固定>

- **3年固定は15.8万トン以下**であれば、許容可能(5年固定は12万トン以下)。
- 固定期間後は、 $\beta=0.9$ 以下であれば10年後に目標管理基準値案を上回る確率は50%以上となる。
- なお、TACの固定期間中の資源評価の結果、漁獲圧力が、MSYを達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直す。

<TACの未利用分を翌管理年度に繰越し>

- $\beta=0.9$ で管理年度当初のTACの5%、 $\beta=0.8$ で同15%、 $\beta=0.7$ で同25%を上限に翌年に繰り越すことは、許容可能。

7

資源評価対象海域外からの資源の大量来遊によるTACの追加

- 「資源評価対象海域外からの資源の大量来遊によるTACの追加」とは、漁期前の資源評価では予測できない、資源評価対象海域外からと推定される大量来遊が発生した場合の、来遊起源及び来遊量推定が確定するまでの間の暫定的な調整弁。
- 現在の操業の実態を踏まえた発動要件の見直しについて、関係者各位の協力も得ながら遅くとも令和10管理年度末までに検討作業を行い、結論を得る。

【すけとうだら太平洋系群資源管理方針(資源管理基本方針別紙2-8)(抄)】

5 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

- (1) 漁獲（沖合底びき網漁業によるものを除く）の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、当該管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加する。
 - ① 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における当該管理年度の10月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が500トンを超えること。
 - ② 北海道の道南太平洋海域のうち渡島海区及び胆振海区における当該管理年度の11月の操業日1日当たりの平均漁獲実績が600トンを超えること。
 - (2) (1)に基づき漁獲可能量に1万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。
 - ① 令和8管理年度又は令和9管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加した場合
当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。
 - ② 令和10管理年度以降のいずれかの年の漁獲可能量に10千トンを追加した場合
ア 当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。
イ 再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量が、翌管理年度の漁獲可能量を上回る場合には、再計算された翌管理年度の生物学的許容漁獲量と翌管理年度の漁獲可能量との差分を、翌管理年度の漁獲可能量に追加する。
- 沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業をいう。
 - 道南太平洋海域(東経152度59分46秒の線以西、千葉県安房郡野島崎突端から正東の線以北の太平洋の海域のうちの北海道松前・上磯両郡界から山越・虻田両郡界に至る間の北海道渡島総合振興局、胆振総合振興局及び日高振興局管内沖合海域をいう。
 - 渡島海区及び胆振海区(令和2年7月8日農林水産省告示第1278号(漁業法第136条第1項の農林水産大臣が定める海区を定める件))に規定される海区をいう。

「別紙 2 - 8 すけとうだら太平洋系群」における資源管理の目標、漁獲シナリオ等の変更について

1 変更の趣旨

- (1) 資源管理基本方針の本則の第 9 の規定により、「農林水産大臣は、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、資源管理基本方針についての検討を、当該資源管理基本方針に記載されているそれぞれの水産資源についておおむね 5 年ごとに行い、必要があると認めるときは、これを変更する」こととされている。
- (2) 特定水産資源である、すけとうだら太平洋系群については、5 年ごとの見直しのため、令和 7 年 8 月から 12 月にかけて、資源管理基本方針の本則の第 8 の 1 に基づく「資源管理の方針に関する検討会」を 3 回開催し、最新の資源評価に基づく資源管理の目標の案及び資源水準の値に応じた漁獲圧力（資源に対する漁獲の影響の大きさを表す係数をいう。以下同じ。）の決定方式（以下「漁獲シナリオ」という。）の案について議論した。その結果、研究機関から提案された目標管理基準値等を採用すること等が取りまとめられた。
- (3) 上記「資源管理の方針に関する検討会」の取りまとめを踏まえ、すけとうだら太平洋系群の資源管理の目標や漁獲シナリオ等を定める資源管理基本方針の「別紙 2 - 8」の関連する規定について、所要の変更を行う。

2 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

変更後	変更前
<p>(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>256千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 禁漁水準値 <u>85千トン</u> (漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第4の2(1)において同じ。)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p><u>令和7年度(2025年度)の資源評価に基づき、親魚量が令和18年度(2036年度)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</u></p> <p>2 漁獲圧力</p> <p>(1) 1の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p><u>① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。</u></p>	<p>(別紙2-8 すけとうだら太平洋系群)</p> <p>第1・第2 (略)</p> <p>第3 資源管理の目標</p> <p>1 目標管理基準値 <u>228千トン</u> (最大持続生産量を達成するために必要な親魚量)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 禁漁水準値 <u>60千トン</u> (漁獲圧力を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力に0.8を乗じた値に下げたとしても、10年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が50パーセントを下回るおそれがある親魚量。第4の2(2)において同じ。)</p> <p>第4 漁獲シナリオ</p> <p>1 漁獲シナリオ</p> <p><u>令和2年(2020年)の資源評価に基づき、親魚量が令和13年(2031年)に、少なくとも50パーセントの確率で、第3の1の目標管理基準値を上回るよう、漁獲圧力を調整する。</u></p> <p>2 漁獲圧力</p> <p>1の規定を踏まえたすけとうだら太平洋系群の漁獲圧力は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) <u>令和3年(2021年)から令和5年(2023年)までは、3(1)の漁獲可能量(17万トン)により管理を行うものとするが、資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大</u></p>

2

<p><u>② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。</u></p> <p><u>③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。</u></p> <p>(2) (1)の規定にかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までは、3(2)で算定される数量により管理を行うものとするが、<u>資源評価の結果、当該期間中の漁獲可能量に相当する漁獲圧力が、最大持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。</u></p> <p>3 管理年度当初の漁獲可能量の算定方法</p> <p>生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、<u>管理年度当初の漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</u></p> <p>(1) <u>資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値</u></p> <p>(2) <u>2(1)の規定にかかわらず、令和8管理年度から令和10管理年度までは158千トン</u></p>	<p><u>持続生産量を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直すこととする。</u></p> <p>(2) <u>令和6年(2024年)から令和13年(2031年)までは、以下のとおりとする。</u></p> <p><u>① 親魚量の値が限界管理基準値を上回っている場合には、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた値とする。</u></p> <p><u>② 親魚量の値が限界管理基準値を下回っている場合には、当該親魚量の値から禁漁水準値を減じた値を、限界管理基準値から禁漁水準値を減じた値で除すことにより算出した係数を①の規定に基づき算出した値に乘じた値とする。</u></p> <p><u>③ ②の規定にかかわらず、親魚量の値が禁漁水準値を下回っている場合には、0とする。</u></p> <p>3 漁獲可能量の算定方法</p> <p>生物学的許容漁獲量は、以下の数量とし、<u>漁獲可能量は当該値を超えない量とする。</u></p> <p>(1) <u>令和3年(2021年)から令和5年(2023年)まで 17万トン</u></p> <p>(2) <u>令和6年(2024年)から令和13年(2031年)まで 資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(2)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値</u></p>
---	--

3

<p>4 管理年度途中の漁獲可能量の調整について</p> <p>すけとうだら太平洋系群について、当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度の生物学的漁獲可能量が、当該管理年度の生物学的漁獲可能量よりも増加することが示された場合、本則第1の2(4)(2)に規定する科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中に、以下の方法により当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間で漁獲可能量を調整することができる。</p> <p>(1) 当該特定水産資源の親魚量が、令和18年度(2036年度)に、少なくとも50パーセントの確率で目標管理基準値を上回る範囲内で、当該管理年度の漁獲可能量に一定の数量(以下「追加数量」という。)を追加する。</p> <p>(2) 当該管理年度の翌管理年度の当初に設定される漁獲可能量は、(1)の規定に従い算出した数量から、追加数量を減じた数量とする。</p> <p>(3) 漁獲可能量の調整を行った管理年度において、当該管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度における追加数量を上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</p> <p>(4) 令和8管理年度から令和10管理年度までは、資源評価において示される当該管理年度の資源量に、2(1)の規定に基づき算出した漁獲圧力を乗じた値を管理年度途中の漁獲可能量の調整に用いることとする。</p> <p>5 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加</p> <p>(1) 漁獲(沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業</p>	<p>(新設)</p> <p>4 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加</p> <p>(1) 漁獲(沖合底びき網漁業(許可省令第2条第1号に掲げる漁業</p>
---	---

4

<p>をいう。以下この別紙において同じ。)によるものを除く。)の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、3において算定した当該管理年度の漁獲可能量を10千トンを追加する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) (1)に基づき漁獲可能量に10千トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。</p> <p>① 令和8管理年度又は令和9管理年度の漁獲可能量に10千トンを追加した場合</p> <p>当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。</p> <p>② 令和10管理年度以降のいずれかの年の漁獲可能量に10千トンを追加した場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第5 (略)</p>	<p>をいう。以下この別紙において同じ。)によるものを除く。)の状況が次の①及び②の要件に合致する場合には、管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなし、3において算定した当該管理年度の漁獲可能量を1万トンを追加する。</p> <p>①・② (略)</p> <p>(2) (1)に基づき漁獲可能量に1万トンを追加した場合にあっては、次の①及び②のとおり、当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度及び翌管理年度の生物学的許容漁獲量を再計算することとし、翌管理年度の漁獲可能量を変更することとする。</p> <p>① 令和3年(2021年)又は令和4年(2022年)の漁獲可能量に1万トンを追加した場合</p> <p>当該管理年度の翌管理年度に実施される資源評価において、当該管理年度の生物学的許容漁獲量を、最大持続生産量を達成する漁獲圧力の水準に0.9を乗じた漁獲圧力を用いて再計算することとし、当該管理年度の漁獲実績の値が、当該管理年度の当初の漁獲可能量又は再計算された生物学的許容漁獲量のいずれか大きい方の値を上回る場合にあっては、当該いずれか大きい方の値と当該管理年度の漁獲実績の値との差分を、翌管理年度の漁獲可能量から差し引く。</p> <p>② 令和5年(2023年)から令和13年(2031年)までのいずれかの年の漁獲可能量に1万トンを追加した場合</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>第5 (略)</p>
--	---

5

<p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第4の5(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分 第4の5(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合においては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>(3) 第4の5(2)①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分 第4の5(2)①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合においては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における(2)の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。</p> <p>(4) 第4の5(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分 第4の5(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合においては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>2 (略)</p> <p>3 漁獲可能量の未利用分の繰越しについて 令和10管理年度以降は、管理年度の終了に伴い確定した漁獲可能量の未利用分については、当該管理年度の当初の漁獲可能量の5パーセントを上限に国の留保として翌管理年度に繰り越すこととする。</p> <p>4 (略)</p>	<p>第6 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等</p> <p>1 漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 第4の4(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分 第4の4(1)の規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合においては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>(3) 第4の4(2)①又は②アの規定に基づく漁獲可能量の差引きに係る配分 第4の4(2)①又は②アの規定に基づく差引きを行う場合においては、当該差引きを行う管理年度の前管理年度における(2)の漁獲可能量の追加に係る配分に基づく漁獲実績の比率に応じて、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分の配分から差し引く。</p> <p>(4) 第4の4(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加に係る配分 第4の4(2)②イの規定に基づく漁獲可能量の追加を行う場合においては、北海道及び第5の1のすけとうだら太平洋系群沖合底びき網漁業管理区分を対象とし、(1)の規定に基づく配分を行う。</p> <p>2 (略) (新設)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

6

<p>第7～第9 (略)</p>	<p>第7～第9 (略)</p>
<p>※第6の3に規定する「漁獲可能量の未利用分の繰越しについて」の内容については、大臣管理区分及び配分数量を明示する都道府県管理区分の関係者との調整を踏まえて、令和11管理年度の開始までに変更する。</p>	

7

令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月～令和 9 年 3 月）すけとうだら太平洋系群 漁獲可能量（TAC）の設定及び配分について（案）

令和 8 年 2 月
水 産 庁

1 TAC（案）

（1）設定の考え方

- ① 親魚量が令和 18 年度（2036 年度）に、少なくとも 50%の確率で、目標管理基準値を上回るよう、親魚量の値に応じ、次の方法で漁獲圧力を調整する（漁獲シナリオ）。
 - ア 親魚量が限界管理基準値以上にある場合には、MSYを達成する水準に調整係数（ $\beta = 0.9$ ）を乗じた漁獲圧力とする。
 - イ 親魚量が限界管理基準値を下回るが、禁漁水準以上ある場合には、親魚量値に応じて上記アの漁獲圧力を更に削減した漁獲圧力とする。
 - ウ 親魚量が禁漁水準を下回る場合には、漁獲圧力をゼロとする（実際の管理においては、その資源を目的とした採捕が禁止される）
 - エ ア～ウの規定にかかわらず、令和 8 管理年度から令和 10 管理年度までは 15.8 万トンの管理年度当初の TAC で管理を行うものとする（資源評価の結果、当該期間中の TAC に相当する漁獲圧力が、MSY を達成する漁獲圧力を超過することが見込まれる場合には、漁獲シナリオを見直す。）。
- ② 資源評価において示される当該管理年度の資源量の予測値に漁獲シナリオにより得られる漁獲圧力を乗じた値（ただし、令和 8 管理年度から令和 10 管理年度までは 15.8 万トン）を ABC とし、管理年度当初の TAC は当該値を超えない量とする。

（2）令和 8 管理年度（令和 8 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日）の TAC（案）

特定水産資源	TAC
すけとうだら太平洋系群	158,000 トン

（参考 1）資源管理の目標

すけとうだら太平洋系群

- (1) 目標管理基準値：256 千トン（MSY を達成するために必要な親魚量）
- (2) 限界管理基準値：151 千トン（親魚量の過去最小値）
- (3) 禁漁水準値：85 千トン（漁獲圧力を、MSY を達成する漁獲圧力に 0.8 を乗じた値に下げたとしても、10 年間漁獲し続けた場合に、目標管理基準値まで回復する確率が 50% を下回るおそれがある親魚量）

(参考2) 管理年度途中の漁獲可能量の調整

当該管理年度中に公表された最新の資源評価及び漁獲シナリオによって算出される当該管理年度の翌管理年度のABCが、当該管理年度のABCよりも増加することが示された場合、科学的に妥当な条件の下、当該管理年度の途中で、当該管理年度と当該管理年度の翌管理年度との間でTACを調整することができる。

(参考3) 資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加

管理年度開始前の資源評価では予測できない、日本漁船の操業水域外からの資源の大量来遊が発生したものとみなされた場合、当該管理年度の漁獲可能量に1万トンを追加する。

(参考4) TACの未利用分の繰越し

令和10管理年度以降は、当該管理年度のTAC未利用分を、当該管理年度の当初の漁獲可能量の5%を上限として翌管理年度に繰り越す。

(参考5) TAC及び漁獲実績の推移

単位：トン

	R7(2025) 管理年度	R6(2024) 管理年度	R5(2023) 管理年度	R4(2022) 管理年度	R3(2021) 管理年度
TAC	193,000	176,000	170,000	170,000	170,000
漁獲実績	-	46,398	58,299	78,610	112,801

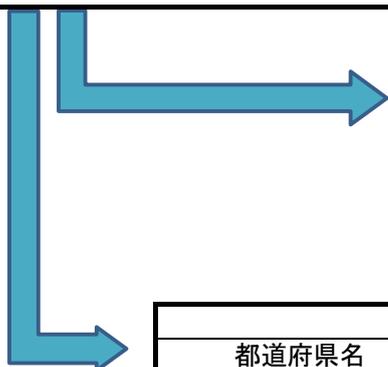
(出典：TAC報告より水産庁作成)

2 配分(案)

- (1) 過去3か年(令和2年から令和4年まで)の漁獲実績の比率等に基づいて、大臣管理区分及び都道府県別に配分する。
- (2) 配分量は別紙のとおり。

令和8管理年度すけとうだら太平洋系群漁獲可能量(TAC)の設定及び配分について(案)

特定水産資源	TAC(トン)
すけとうだら太平洋系群	158,000



大臣管理分	
大臣管理区分	数量(トン)
沖合底びき網漁業	91,300

知事管理分		
都道府県名	数量(トン)	注記
北海道	64,800	青森県、岩手県、宮城県、茨城県については、現行水準とする。

令和 8 管理年度における漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更について（すけとうだら太平洋系群）

1 背景

令和 7 管理年度において、すけとうだら太平洋系群の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更のうち、以下に掲げるものについては、行政庁の恣意性のない機械的な変更として、事前に水産政策審議会の了承を得て、事後報告で対応できることとしている。

- (1) 資源管理基本方針別紙 2-8 の第 4 の 5 に基づき行う、資源評価対象海域外からの資源の大量来遊による漁獲可能量の追加に伴う数量の変更
- (2) 特定水産資源の漁獲可能量の当初配分及び配分量の融通に関する実施要領（令和 2 年 12 月 1 日付水産庁資源管理部長通知、令和 4 年 12 月 26 日最終改正。）に則り大臣管理区分と北海道との間で行う融通に伴う数量の変更

2 令和 8 管理年度の取扱い

上記 1 に掲げる数量の変更については、引き続き事後報告で対応できることとする。

3 数量変更に伴う手続

農林水産大臣は、変更した漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量を遅滞なく公表する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 5 項）。また、都道府県別漁獲可能量を変更したときは、これを通知する（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 4 項）。

都道府県知事は、上記通知を受けたときは、漁業法第 16 条第 5 項の規定で準用する同条第 2 項から第 4 項までの手続に則して知事管理漁獲可能量の変更を行う。

4 上記 2 によるもの以外の変更の取扱い

上記 2 によるもの以外の変更の漁獲可能量、都道府県別漁獲可能量及び大臣管理漁獲可能量の変更を行おうとするときは、水産政策審議会の意見を聴かなければならない（漁業法第 15 条第 6 項において準用する同条第 3 項）